

# 令和5年度 小美玉市放課後児童クラブ ご利用の案内

## 1. 放課後児童クラブとは

(R4.12.20 現在)

放課後に保護者の就労等で家庭が留守になり家庭保育が困難な児童を対象に、適切な「遊び」と「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

## 2. 放課後児童クラブの利用申請ができる方

- 小美玉市内の小学校もしくは義務教育学校（前期課程）の1年生～6年生

※通学中の小学校もしくは義務教育学校（前期課程）敷地内にある放課後児童クラブのご利用となります。

※玉里学園義務教育学校区については、公立の児童クラブは開設せず、民間運営の児童クラブのみとなります。民間の児童クラブについては、各児童クラブへ直接お申し込みください。

※「長期・臨時」のみ利用希望の方の申込方法が変わりました。事前に申し込みが必要であり、R5年6月以降に市ホームページや広報誌等でご案内します。

「長期・臨時」のみ利用希望の方は、定員に空きのある場合のみ利用可能です。

- 保護者の方が次のいずれかに該当する必要があります。

- 就労に従事している場合
- 保護者が妊娠中または産後間もないとき
- 保護者が病気負傷または、心身に障がいがあるために子どもの保育ができない場合
- 病気や心身に障がいのある親族などの看護をしなければならない場合 等

※これらに該当している場合でも受入に余裕がないときは、入所の調整に時間を要する場合があります。

## 3. 令和5年度 利用対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4. 利用区分と開設日・開設時間（小学1年生～6年生共通）

利用区分		開設日	開設時間（基本）	開設時間（延長）
通常	1年を通して利用	学校の授業のある月～金曜日	放課後から 午後6時まで	午後6時30分 まで
		1.2.3学期中の土曜日、 県民の日等の学校休業日	午前8時から 午後6時まで	
長期	春・夏・冬休み 期間のみ利用	春休み・夏休み・冬休み期間の 月～土曜日	午前8時から 午後6時まで	
臨時	病気等の理由に よる一時的な利用 (2の②③④該当者)	通常・長期区分の開設日のうち、 数日間の臨時利用 ※該当理由の確認書類が必要と なります。	通常・長期に同じ	

## 5. 閉鎖日

日曜日・国民の祝日・8月13日～15日・12月29日～翌年1月3日・運動会実施日（順延となった場合も含む）・台風、大雪等により学校が短縮または休校時・集団風邪等により学級閉鎖の場合（当人が健康であっても学校と同様の扱いとなるため利用できません。）その他、特に市長が認めた日

## 6. 保護者の方にご負担いただく経費

◆保護者負担金（この他に、おやつ代や、催事の際に必要な経費をご負担いただきます。）

利用区分		学校の授業のある月～金曜日 (平日のみの利用)		全開設日 (土曜日・学校長期休業期間も利用)		納入方法
		基本額 18:00まで	時間延長 18:30まで	基本額 18:00まで	時間延長 18:30まで	
通常	8月以外	3,000円	4,000円	4,000円	5,000円	口座振替
	8月	8,000円	9,000円			
長期	学年始	1,500円	2,000円			
	夏季	10,000円	12,000円			
	冬季	3,000円	4,000円			
	学年末	1,500円	2,000円			
	その他(市長が認める期間)	市長が定める額				
臨時	保護者の病気、 看護等による一定 期間の利用	300円 (日額)	400円 (日額)	500円 (日額)	600円 (日額)	納付書

◆諸経費（保護者負担金以外にご負担いただくもの。入会決定時にお手続きしていただきます）

諸経費	金額
傷害・賠償保険料 (万が一の事故のため)	児童1人につき800円/年
おやつ代(月額制)	児童1人につき1,000円/月

受付期間外(2月以降)に申請された場合は、保険料振込手数料として別途140円が世帯ごとにかかります。

※保険料および保険料振込手数料は、納入後に一度も利用せず退会した場合でも返金できません。

◆保護者負担金の減免について

保護者負担金は、以下いずれかの項目に該当する場合のみ、「負担金減免等申請書」を提出することによって免除または減額となります。(審査の結果、減免にならない場合(却下)があります。)

- ① 生活保護法による生活保護を受けている世帯・・・・・・・・・・免除
- ② 母子または父子家庭の世帯で住民税が非課税の世帯・・・・・・・・・・免除
- ③ 世帯内に障がい児(者)のいる世帯で住民税が非課税の世帯・・・・免除
- ④ 住民税が非課税の世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・半額
- ⑤ 母子または父子家庭もしくは障がい児(者)のいる世帯で住民税が均等割のみの世帯・・・半額

減免の決定は年度毎になりますので、希望される場合は必ず年度毎に申請してください。

## 7. 募集期間

※「長期」「臨時」は定員に空きがある場合のみ利用可能です。

利用区分	利用期間	募集期間
通常	1年を通して利用	令和5年1月12日(木)～31日(火)
長期*	学年始春休み	令和5年1月12日(木)～31日(火)
	夏休み・冬休み・ 学年末春休み	※令和5年度より申込方法が変わりました。 事前に申し込みが必要であり、別にご案内します。
臨時*	病気等の理由による 一時的な利用 (2の②③④該当者)	ご利用希望の際は、子ども課までご相談ください。

## 8. 申し込みに必要な書類

- ① 入会申請書・・・・・・・・・・児童1名につき1枚
- ② 入会に関する確認票・・・・・・・・1世帯につき1枚
- ③ 児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書・・・1世帯につき1枚
- ④ 放課後児童クラブ利用の必要性を確認できる証明書等・・・・・・・・・・保護者1名につき1枚

※④については、利用を必要とする理由によって提出書類が異なります。父母及び同居の65歳未満の祖父母等を対象に下記のいずれかの書類が必要です。既に、下のお子様が保育園への入園等の手続きのために提出済であっても、あらためて提出が必要となります。

放課後児童クラブの利用を必要とする理由		必要な書類
① 就労	A.会社にお勤めの方 (外勤や内勤の場合)	就労証明書<<小美玉市放課後児童クラブ申請用>> (就労先に記入を依頼してください)
	B.自営業・農業に 従事している方 (ア及びイ)	ア 「自営業・農業・看護等申立書」(自身で記入してください) イ 下記いずれか ・令和4年分の「確定申告書」の写し ・令和5年度分の「市・県民税申告書」の写し <u>※イについては、2月以降、確定申告後に追加で必ずご提出をお願いします。</u>
	C.内定 (申込時点で就労していないが、採用が内定されている場合)	・内定通知の写し (その他、内容の確認できる書類の写しを添付)
② 妊娠・出産 (ア及びイ)	ア 「自営業・農業・看護等申立書」(自身で記入してください) イ 母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日のページ又は出生届出済証明のページ)	
③ 障がい (ア及びイ)	ア 「自営業・農業・看護等申立書」(自身で記入してください) イ 障害者手帳の写し	
④ 疾病 (ア及びイ)	ア 「自営業・農業・看護等申立書」(自身で記入してください) イ 下記いずれか ・入院申請書の写し ・医師の診断書の写し (その他、内容の確認できる書類の写しを添付)	
⑤ 介護・看護 (ア及びイ)	ア 「自営業・農業・看護等申立書」(自身で記入してください) イ 介護保険被保険者証の写し(被保険者氏名と要介護状態区分(要介護度)が掲載されているページ)	
⑥ 求職活動	・ハローワーク受付票(90日以内に就労証明書の提出が必要)	
⑦ 就学	下記いずれか ・学生証の写し ・在学証明書の写し ※入学前の場合は、合格通知書の写しを提出し、入学後に学生証の写しを追加で提出してください。	

## 9. その他

- 受付時に必要な書類がすべて揃っていないと申請はできませんので、ご不明な点がある場合は、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 前年度に利用料の滞納がある方は、ご利用前に全て納付してください。
- 月の途中で入会・退会した場合、利用料の日割りは行いませんのでご了承ください。
- 障がいのある児童については、身体障害者手帳等を持参するなど、事前に子ども課にご相談ください。
- 入会后、以下のいずれかに該当すると認められたときは利用の制限や停止をする場合があります。
  - ① 利用要件を満たさなくなったとき
  - ② 児童が集団行動に不適であるとき
  - ③ 保護者負担金を滞納したとき
  - ④ 利用時間を守らないなど運営に支障が生じる行為を行ったとき
  - ⑤ 負担金を滞納し、督促状の納入期限を経過しても滞納が続いたとき
- 定員を超える申し込みがあった場合は、下記の方を優先とさせていただきます。

受け入れの優先順位 ①1～3年生 ②低学年の兄弟がいる4～6年生 ③4～6年生  
区分の優先順位 ①通常利用 ②長期休業期間 ③臨時利用（申込時要相談）

### <問い合わせ先>

小美玉市教育委員会 子ども課 子ども育成係

TEL0299-48-1111（内線2241・2242）

# 令和5年度 小美玉市放課後児童クラブ入会手続きについて

## 受付期間

令和5年1月12日(木)～31日(火) ※土日祝日を除く

## 必要書類

小美玉市のホームページから印刷または、下記の窓口にてお受け取りください。ご家庭の状況により提出する書類が異なりますのでご注意ください。

## 必要書類の受け取り・提出先

継続 ※1	新規	場 所	担 当	受付時間
	○	小川総合支所2階	教育委員会 子ども課	平日の午前8時30分から 午後5時15分まで
	○	小美玉市役所本庁1階	福祉事務所 美野里支所	
○	○※2	ご利用中の 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ支援員	平日の午後3時00分から 午後6時00分まで

※1 継続利用の方はご利用中の放課後児童クラブにて必要書類の受け取り、提出をお願いいたします。提出の際は、書類一式を封筒に入れてください。ただし書類の提出はお子様一人ごとに必要です。(受付期間を過ぎた場合は、教育委員会子ども課もしくは福祉事務所美野里支所にて、必要書類の受け取り、提出をお願いいたします。ただし必ず受付期間内のお申込みをお願いいたします。)

※2 上のお子様現在ご利用中の場合に限り、ご利用先の放課後児童クラブで必要書類の受け取り・提出が可能です。

受付期間内に申請された方を優先して審査し、入会決定を行った後に、受付期間後に申請された方を審査します。受付期間を過ぎてからの申請は、入会決定が遅くなる他、定員により入会できない場合があります。また、受付期間中の申請であっても、定員を超えた場合、低学年児童等の入会の必要性が高い児童を優先します。

## 申請から利用開始まで

申請書類を審査のうえ、入会の可否について3月上～中旬に通知します。

入会が決定となった方には、利用案内や負担金の口座引き落としの手続きなどについて、あわせてご案内いたします。

## 放課後児童クラブの連絡先

### 公立児童クラブ

公立の放課後児童クラブは、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」に運営を委託し、実施しています。

※玉里学園義務教育学校区については、公立の児童クラブは開設せず、民間運営の児童クラブのみとなります。民間の児童クラブについては、各児童クラブへ直接お申込みください。

名称	所在地	電話番号
小川南小放課後児童クラブ 1 組	小川南小内余裕教室	080-2082-1003
小川南小放課後児童クラブ 2 組		080-1235-3524
小川南小放課後児童クラブ 3 組		080-2673-3562
小川北義務教放課後児童クラブ 1 組	小川北義務教敷地内 専用施設	070-4510-0139
小川北義務教放課後児童クラブ 2 組		080-2082-1005
小川北義務教放課後児童クラブ 3 組		080-2082-1006
羽鳥小放課後児童クラブ	羽鳥小敷地内専用施設	080-2082-1007
竹原小放課後児童クラブ	旧竹原幼稚園	080-1266-1043
堅倉小放課後児童クラブ	堅倉小内余裕教室	080-2082-1008
納場小放課後児童クラブ	納場小内余裕教室	070-4510-8333

### 民間児童クラブ

名称	所在地	電話番号
げんきっ子クラブ (ポポロ・アメニティー館)	小美玉市納場 111-1	0299-48-1789(代表)
放課後児童クラブ 玉里学園るんるん	小美玉市上玉里 1243-1	0299-57-2666 (休所日は 玉里第二保育園に転送)
太陽保育園放課後児童クラブ	小美玉市鶴田 136-5	0299-48-2253
四季の杜保育園放課後児童クラブ	小美玉市堅倉 1570-6	0299-48-3888
放課後児童クラブ るんるんはとり	小美玉市羽鳥 2815-1	0299-28-7628
放課後児童クラブ レゴ・リバティ	小美玉市羽鳥東裏 2698-63	0299-56-7373